

平成26年2月上中旬発生の大雪による農業災害からの復旧と再建について

平成26年2月上中旬の降雪と強風により県内全域で農業災害が発生しました。

とちぎ自民党は早速に現地におもむき、被害の実情を把握して、被災農業者等の皆様の生産維持と経営安定への支援に向けた対応策を講じることといたしました。

その具体策についてお知らせいたします。

平成26年3月11日現在

I 災害による被害の状況（県内）

被害合計金額（概算） 142億円

農作物等 28億円

生産施設 114億円

II 復旧再建支援策の概要（詳細は資料①の通りです。）

- 1 対象となる災害は平成26年2月上中旬の降雪害となります。
- 2 この支援策の直接の事業主体は大部分が各市町です。（国や県の支援は市町の事業に含まれています。）
- 3 特用林産物災害関係への支援策
しいたけなどの特用林産物にかかる災害関係には特用林産物生産施設の再建等を支援します。
 - （1）生産施設の再建・修繕費を支援します。
 - （2）被災した作物や施設の片づけに要する費用を支援します。
- 4 園芸用土事業者等中小企業関係への支援策
中小企業関係には制度融資と特別相談による支援を行います。
 - （1）県制度融資の経営安定資金（罹災対策）等により、施設再建等の設備資金や運転資金を支援します。
 - （2）特別相談窓口により、施設再建や売上減少等への対応など、経営上の相談を受け、必要に応じて中小企業診断士等の専門家を

派遣します。

5 農業被害関係への支援策

農業災害関係には栃木県農漁業災害対策特別措置条例等による支援を行います。

- (1) 病虫害防除に要する農薬などの費用を支援します。
- (2) 作物の樹草勢回復を図るための肥料購入費を支援します。
- (3) 被害作物の代わりに作付する種苗購入費を支援します。
- (4) 被災した作物や施設の片づけに要する費用を支援します。
- (5) 生産施設の再建・修繕費を支援します。
- (6) 被災したハウスの撤去に要する費用を支援します。
- (7) 被害果樹の植替えと果樹棚設置に必要な資材購入を支援します。
- (8) 畜産農家の経営安定のために繁殖雌牛の増頭などを支援します。

6 運転資金・復旧資金（農業関係）

(1) 農業者の経営の安定に必要な資金調達については、200万円、500万円、600万円（の3種）までを限度に、融資期間を7年（2年据置）以内、無利子とします。

(2) この機会に施設の拡大などを図る際には、1800万円までの融資（期間は7～15年でうち据置2～7年）として、無利子とします。

Ⅲ 支援を受けるみなさんへ

この支援策を受ける場合の要件は次の通りです。

- (1) 降雪により被災して各市町から被災証明書の交付を受けていること
- (2) 被災農業者が経営を再開しようとしていること